一　名称
　伊奈鳥獣保護区
二　区域
　長崎県対馬市上県町所在市道中山線と林道池ノ保線との接点を起点とし、同所から同林道を南進し市道伊奈中山線へ結ぶ歩道との接点に至り、同所から同歩道を南進し市道伊奈中山線との接点に至り、同市道を西進し同市道と市道仁田志多留線との交点に至り、同市道を南東に進み伊奈川右岸との交点に至り、同川右岸を南西に進み海岸線との接点に至り、同所から海岸線を北西に進み上県町刈生の海岸線と林道中山大保家線へ結ぶ歩道との接点に至り、同歩道を北東に進み林道中山大保家線との接点に至り、同林道を東進し同林道と市道中山線との接点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線により囲まれた区域
三　存続期間
　平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針
(一)　鳥獣保護区の指定目的
　当該区域は、九州本土と朝鮮半島との間に浮かぶ長崎県の離島である対馬に所在する対馬市の北西部に位置し、一帯は、海岸部の三集落を取り囲むように、田畑、耕作放棄地、コナラ、アベマキ、ミツバツツジ等の落葉樹林帯やスギ、ヒノキの人工林が広がり、その中をいくつかの小河川が流れている。
　また、当該区域の南西部に位置する田ノ浜は「日本の重要湿地五〇〇」に選定されており、抽水植物が発達する湿地が広がっている。
　このような自然環境を反映して、獣類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧ⅠA類であるツシマヤマネコの生息が確認されているほか、ツシマテンやチョウセンイタチ、ツシマジカ、イノシシ等も確認されている。
　また、鳥類では、コウライキジ、ホオジロ、シジュウカラ、アオバズク、メジロ等が確認されており、鳥獣の良好な生息地となっている。
　当該区域は、田ノ浜に代表される良好な湿地環境を有し、ツシマヤマネコのエサとなる両生類、爬虫類、昆虫類や鳥類等の生物が豊富である。また、研究機関による調査研究が多数行われており、ツシマヤマネコに関する情報の蓄積が行われている。
　このように、当該区域は、ツシマヤマネコの生息地として重要な区域であることから、当該区域を希少野生鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、ツシマヤマネコ等の保護を図るものである。
(二)　鳥獣保護区の管理方針
イ　希少鳥獣生息地の保護区として、ツシマヤマネコの保護を図るため適切な管理に努める。
ロ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。
ハ　鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係行政機関、地域住民、地元ＮＧＯ等と連携協力して普及啓発活動等に取り組む。
ニ　鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内のツシマヤマネコ等鳥獣の生息状況の把握に努める。
ホ　周辺林地及び農地において、ツシマジカ、イノシシによる食害等が生じていることから、関係行政機関、地域住民等と協力を図り、野生鳥獣の適正な保護管理に努める。

近畿地方整備局長　上総　周平

○近畿地方整備局告示第百六十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十九日

一　登録建築物調査機関の名称
　有限会社朝山建築事務所
二　住所
　大阪市中央区農人橋二丁目一番六号
三　代表者氏名
　代表取締役　朝山　敏朗
四　登録年月日
　平成二十一年十月九日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事務所の名称及び所在地
　有限会社朝山建築事務所　大阪市中央区農人橋二丁目一番六号

○近畿地方整備局告示第百六十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十月二十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号
　近畿地方整備局長　15
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社ジェイネット
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	坂　好章
変更後	藤田　由美

(2)　変更年月日
　平成二十一年九月十一日

○九州地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十九日

九州地方整備局長　岡本　博

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
薩摩川内市水引町字前田五二一番一から同市水引町字草道五三七〇番まで	前	九・一〇～二三・七メートル	一一・一一～二四・四二キロメートル
	後	八・七二～一六・二〇メートル	〇〇・四八七～〇〇・三三六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所
二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
指宿市岩本字永田一一番一から同市岩本字島鼻二九一九番まで	前	八・七二～一六・二〇メートル	〇〇・三三六～〇〇・三三六キロメートル
	後	九・〇〇～二三・三七	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所